

岩手県告示第 415 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めた。

なお、同条第 4 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、平成 18 年 4 月 6 日から同年 5 月 8 日まで関係書類を縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 地区名 | 縦覧書類 | 縦覧場所 |
|------|-----------------|-------------|
| 笹森地区 | 当該決定に係る換地計画書の写し | 奥州市役所胆沢総合支所 |